

防装調第4900号
54. 10. 25
改正 防管装第233号
13. 1. 6
改正 防経装第257号
19. 1. 9
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長 殿
技術研究本部長

事務次官

特定化学物質使用装備品等の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり定めたので、十分に環境汚染防止の趣旨を体し、遺漏のないよう措置されたい。

なお、防装調第5554号（47. 11. 21）は廃止する。

記

- 1 特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に定める特定化学物質をいう。）を使用している装備品等又は当該物質を使用している恐れがある装備品等（以下「特定化学物質使用装備品等」という。）は、やむを得ない場合を除き、調達を行わないこと。
- 2 やむを得ず特定化学物質使用装備品等を調達する場合には次の処置を行うこと。
 - （1）特定化学物質使用装備品等を防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達するときには、装管第5695号（48. 12. 27）に基づき提出する輸入品等の調達計画に、特定化学物質使用装備品等であること及びそれを輸入しなければならない理由等を明記すること。
 - （2）特定化学物質使用装備品等を国内で調達するときには、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）に基づき作成する調達計画に、特定化学物質使用装備品等であることを明記すること。
 - （3）特定化学物質使用装備品等又はその容器には、可能な限り特定化学物質使用装備品等である旨を適当な方法で表示すること。
また、特定化学物質使用装備品等の仕様書及び取扱説明書等には、特定化学物質使用装備品等である旨を表示すること。

- (4) 特定化学物質使用装備品等を調達したときには、その状況を別紙様式第1により年度毎にとりまとめ、翌年度の4月末日までに防衛装備庁長官に通知すること。
- 3 特定化学物質使用装備品等の管理に当たっては、当該特定化学物質使用装備品等により環境を汚染することのないよう、その管理に関する細部事項を定めるとともに、必要な措置を構ずること。
- 4 特定化学物質使用装備品等の管理状況については、別紙様式第2により年度毎にとりまとめ、翌年度の4月末日まで防衛装備庁長官に通知すること。

添付書類：別紙様式第1、第2